

「平成30年度地域型住宅グリーン化事業」

配分ルールについて

- ① 当協会の仕様説明会に参加して頂きます。
- ② 【必要書類】 契約書・承諾書・仕様説明会案内申込書をエントリー期日までに事務局へFAX またはメールにてご提出して頂きます。
- ③ 基本的に1社1棟ずつ割り当てさせていただきます。
- ④ 配分枠以上のご希望があった場合は、未経験工務店および当協会研修事業にご参加して頂いている事業者さまに優先的に配分させていただきます。

【目的・背景】

- I. 当協会にて経験工務店を増やし、グループ全体のレベルアップを図ることで補助金枠の増加を狙います。
 - II. レベルアップを図る上で、当協会の活動趣旨に賛同し、当協会が考える家造りに積極的に取り組んでいただける工務店様に優先的に補助金活用を促進します。
- ⑤ 補助対象戸数の上限は下記となります。
- ・長寿命型（長期優良住宅）・・・7戸+3戸（3世代加算適用）⇒10戸
 - ・高度省エネ型　　　　　　　　　・・・2戸+1戸（3世代加算適用）⇒3戸
（認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅）